

損害賠償及び和解に関する件

令和7年（2025年）2月13日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 相手方

札幌市清田区在住者

2 事故の概要

(1) 令和6年3月10日、札幌市北区新川3条6丁目の高速道路において、加速車線から本線に合流しようとした救急車両が、本線を走行していた相手方の運転する自動車と衝突した。

※ この事故は、報告第2号番号17及び令和6年第2回定例市議会報告第10号番号32と同一の事故である。

(2) これにより、相手方は、右股関節打撲傷、腹部打撲傷、^{けい}頸椎捻挫、腰椎捻挫等の傷害を負い、約7か月間通院するとともに、同人の所有する物品が損傷した。

3 損害賠償の額（内訳）

2,002,336円（人損分1,757,336円、物損分245,000円）

（理由）

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。